



個人型確定拠出年金 ご加入のご案内



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

- 本資料は2018年5月現在の法令などにより作成しております。今後の制度・税制等の改正により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本資料の内容については万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
- 本資料に掲載されている情報については、当社が信頼できると考えられる情報源に基づいたものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。

※無断転載・複製および電子化することを固くお断りしております。

2018年4月作成
0041032171200
DC-18-650-001

iDeCo
私がつくる 私の未来 個人型確定拠出年金・愛称【iDeCo】



1	確定拠出年金制度の概要	2
	「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ.....	2
	確定拠出年金制度の種類.....	2
	「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の特徴.....	3
	「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の税制優遇.....	4
	「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の加入対象者.....	5
	「個人型確定拠出年金(iDeCo)」における役割分担.....	6
	加入者保護に関する措置.....	6
2	加入時の手続き	7
	掛金の設定.....	7
	運用商品の選択(掛金).....	8
	他制度からの移換がある場合.....	8
	運用商品の選択(移換).....	9
	死亡一時金の受取人指定.....	9
	手続き書類の提出.....	10
	運用の開始.....	10
3	加入期間中の手続き	11
	資産状況の確認[アンサーネット].....	11
	資産状況の確認[確定拠出年金 資産残高のお知らせ].....	11
	運用商品の変更方法.....	12
	アンサーネットによる運用商品の変更方法.....	13
	各種変更があったとき.....	14
	所得控除のお手続き.....	14
	60歳未満で転職・離職した場合.....	15
4	給付の手続き	16
	給付の種類.....	16
	手続きについて.....	18
	受取時の税制優遇など.....	19
	老齢給付金の税金計算について.....	20
5	その他	21
	アンサーネットご利用の手引き.....	21
	確定拠出年金加入者用サービス利用規定.....	22
	損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーネット利用規定 (確定拠出年金用).....	25



iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

電話とインターネットのサービスをご利用いただけます。

お電話でのお問い合わせ(アンサーセンター)



平日:午前9時~午後8時 土日祝日:午前9時~午後5時
(年末年始、5/3~5/5およびメンテナンス日は除く)
海外からは、Tel. 03-5325-6220(有料)

全国どこからでも無料でご利用できます。
知識と経験の豊富なオペレーターが対応いたします。

インターネットのご利用(アンサーネット)



24時間365日(システムメンテナンス日は除く)
※夜間システムメンテナンス中は、配分割合指定・変更および
スイッチングなど一部利用いただけないサービスがあります。

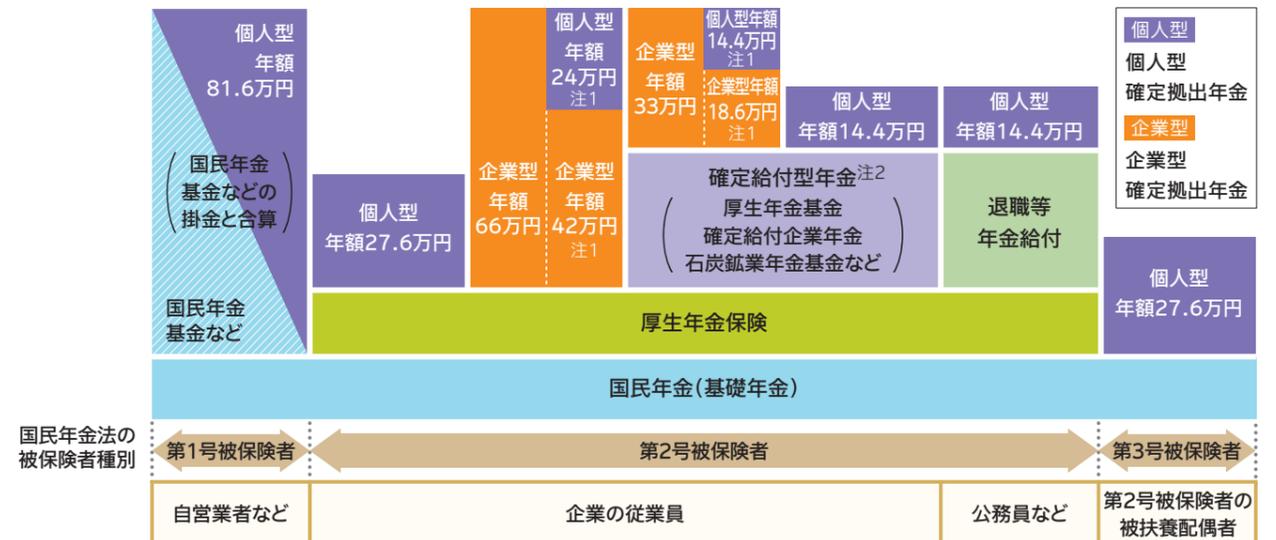
インターネットで残高照会、運用商品の更新や
運用商品に関する最新情報を確認することができます。

1 確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金制度は、税制優遇のもとで、事業主または加入者が拠出した資金をご自身の判断で運用し、加入者が一定年齢(原則60歳以降)に達したときその運用の結果(年金資産)に応じて給付を受ける制度です。
老後の生活の安定のための年金制度なので脱退や中途引出しは原則できません。

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ

日本の年金制度は以下のような構造になっています。
確定拠出年金の位置づけは、公的年金(国民年金・厚生年金保険)への上乗せです。



※図中「年額」と記載があるのは、確定拠出年金の月額掛金限度額を年額表示したものです。
注1:企業型確定拠出年金規約において加入者が個人型確定拠出年金の加入者となる事が認められる場合の限度額です。
注2:厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金などは、その仕組みから確定給付型年金といえます。

確定拠出年金制度の種類

確定拠出年金制度には、個人型確定拠出年金と企業型確定拠出年金の2種類があります。それぞれ運営主体や加入対象が異なります。

■個人型確定拠出年金(iDeCo)

- 個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会が運営するものです。
- 個人型確定拠出年金は国民年金の被保険者であれば、加入対象となり任意で加入できます。ただし、個人型確定拠出年金の加入者となる事が認められていない企業型確定拠出年金に加入している方、国民年金の保険料を免除されている方などは加入者となる事ができません。
- iDeCoとは、確定拠出年金普及・推進協議会で選定した個人型確定拠出年金の愛称です。

■企業型確定拠出年金

- 企業型確定拠出年金は、企業が従業員との合意の上で導入し、運営するものです。
- 企業年金・退職一時金等の制度を実施していない企業が新たに導入する場合や、既存の企業年金・退職一時金制度にかわる新たな制度として導入する場合、既存の企業年金・退職一時金制度に加えて導入する場合があります。
- 企業型確定拠出年金は導入する企業の従業員が加入対象となります。ただし企業型確定拠出年金規約で加入者とならない方を定めている場合があります。

1 確定拠出年金制度の概要

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の特徴

個人型確定拠出年金にはさまざまな特徴があります。

加入 掛金 掛金 掛金 掛金 運用損 運用益 年金資産 60歳以降 分割(年金)受取 一括(一時金)受取

加入する 運用する 受取る

税制優遇

7	掛金拠出時	運用時	受取時
	●拠出した掛金は、全額、所得控除の対象となります。	●運用益に対する税金は、運用期間中にかかりません。 ※年金資産に対して、特別法人税が課税されますが、現在は凍結されています。	●控除が適用され、税金負担が軽くなります。 年金(分割)で受取る場合 → 公的年金等控除 一時金(一括)で受取る場合 → 退職所得控除

- 掛金額を自分で決めて、**積立**てます。(年1回以上)
- 運用商品の中から、自分で商品を選んで運用していきます。
- 個人ごとの口座で残高(年金資産)が管理されます。
- 転職・離職のときに必要に応じて残高(年金資産)を持ち運べます。
- 受取額は運用実績によって異なります。
- 原則60歳以降、「年金(分割)」または、「一時金(一括)」で受取れます。
- 税制優遇があります。

■積立する方法には以下の2種類があります。

- ①毎月定額で納付する方法 例:毎月5,000円納付する。
- ②納付月と金額を指定して納付する方法 例1:6月と12月にそれぞれ30,000円納付する。
例2:1月~11月は毎月5,000円、12月は10,000円納付する。

- 掛金額の納付方法や金額の変更は、原則12月~翌11月(納付月は1月~12月)に1回のみおこなえます。
- いずれの方法でも、掛金限度額は12月~翌11月(納付月は1月~12月)を1年として計算され、翌年には繰り越せません。(掛金限度額の詳細は、P.7をご確認ください。)

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の税制優遇

掛金拠出時、運用時、受取時の各段階で税制優遇が受けられます。

掛金拠出時 掛金全額が所得控除 運用時 運用益が非課税 受取時 各種控除が適用

掛金拠出時

確定拠出年金の掛金は、その全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税と住民税の負担が少なくなります。(加入者本人に所得がある場合に限りです。)

税負担軽減額 = 年間掛金注1 × 所得税・住民税合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)

注: 12月~翌11月分(1月~12月に納付された掛金)の合計です。

年間の掛金額が27.6万円、課税所得400万円のサラリーマンのイメージ

課税所得区分	所得税・住民税合計税率注1	掛金額に応じた税負担軽減額注2			
		年額	年額	年額	年額
~195万円以下	15%	2.1万円	3.6万円	4.1万円	12.2万円
195万円超~330万円以下	20%	2.8万円	4.8万円	5.5万円	16.3万円
330万円超~695万円以下	30%	4.3万円	7.2万円	8.2万円	24.4万円
695万円超~900万円以下	33%	4.7万円	7.9万円	9.1万円	26.9万円
900万円超~1,800万円以下	43%	6.1万円	10.3万円	11.8万円	35.0万円
1,800万円超~4,000万円以下	50%	7.2万円	12.0万円	13.8万円	40.8万円
4,000万円超~	55%	7.9万円	13.2万円	15.1万円	44.8万円

注1: 上記税負担軽減額は復興特別所得税を考慮しておりません。
注2: 1,000円未満切捨表示

収入 所得 課税所得(400万円) 所得控除 配偶者控除や医療費控除などの各種控除 課税所得(372.4万円) 掛金(27.6万円) 所得控除 税負担軽減額 8.2万円

各種控除に確定拠出年金の掛金全額が追加され、課税所得が少なくなります。

運用時

通常、個人で運用した場合、利子や分配金などの運用益に課税されますが、確定拠出年金で運用した場合、運用益は非課税となり、そのまま運用に回すことができます。
※確定拠出年金の年金資産は特別法人税の対象ですが、現在課税は凍結されています。

個人で運用した場合	確定拠出年金の場合
運用益 元本	運用益 元本
課税された分、運用益が減ってしまいます	課税されないため運用益はそのまま運用されます

受取時

給付の種類により各種控除の対象となり、控除額のみだけ課税所得が減りますので、税金負担が少なくなります。

給付の種類	受取方法	課税方法と適用される控除
老齢給付金	年金(分割)	雑所得となりますが、年齢や収入金額に応じて一定額を控除することができます。(公的年金等控除が適用)
	一時金(一括)	退職所得となりますが、掛金の拠出期間を勤続年数とみなし、一定額を控除することができます。(退職所得控除が適用)

〈老齢給付金のケース〉

- 年金(分割)で受取る場合の例
 - 65歳未満の方は、公的年金等の収入金額合計が130万円未満の場合、**70万円**の公的年金等控除が受けられます。
 - 65歳以上の方は、公的年金等の収入金額合計が330万円未満の場合、**120万円**の公的年金等控除が受けられます。
- 一時金(一括)で受取る場合の例
 - 掛金の拠出期間が20年の方は、**800万円**の退職所得控除が受けられます。
 - 掛金の拠出期間が30年の方は、**1,500万円**の退職所得控除が受けられます。

※一時金(一括)で受取る場合、同年、もしくは前年以前14年以内に退職金が支給されている場合は、それらの退職金の勤続期間との重複を考慮して退職所得控除額を計算します。

- 障害給付金…年金(分割)で受取る場合、一時金(一括)で受取る場合ともに非課税です。
- 死亡一時金…みなし相続財産として、相続税の対象になります。

詳細は、P.19をご確認ください。

1 確定拠出年金制度の概要
2 加入時の手続き
3 加入期間中の手続き
4 給付の手続き
5 サービスについて

1 確定拠出年金制度の概要

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の加入対象者

iDeCoは、国民年金の被保険者であればほとんどの人が加入者となる(掛金を積立てる)資格があります。

国民年金法の被保険者種別	加入対象者
第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など ※ただし、次の方は掛金を積立てることはできません。 ●農業者年金の被保険者の方 ●国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例または納付猶予を含む)されている方(障害基礎年金を受給している方等は加入できません)
第2号被保険者	60歳未満の厚生年金保険の被保険者の方 ●会社員 ●公務員 ●私立学校の教職員 ※ご勤務先で企業型年金に加入している場合は、個人型の加入について規約に定められていない場合、加入することはできません。
第3号被保険者	会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方(20歳以上60歳未満)

以前加入されていた年金制度から資産などを持ち運ぶ場合は、掛金の拠出はせずに資産の運用のみを行う「運用指図者」になることもできます。加入者となる資格がない方、加入者となることを希望しない方(掛金の積立て(拠出)を希望しない方)などは「運用指図者」としてiDeCoに加入できます。

■注意事項

確定拠出年金は、税制優遇を受けながら老後の資金を積み立てていく制度ですので、法令上、年金給付開始前の脱退や資産の途中引き出しは原則認められていません。また、年金資産を担保にお金を借りたり、受給権の譲渡もできません。

脱退一時金の支給要件(以下の条件を全て満たしている必要があります。)

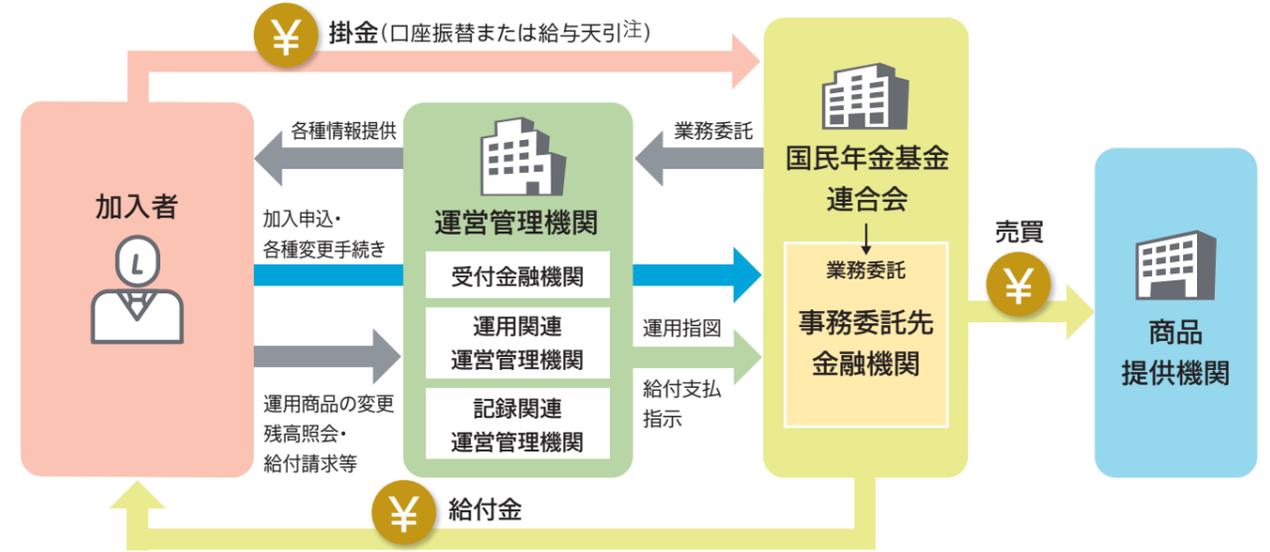
- 国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されていること
(学生納付特例または納付猶予を受けている方を含む)
- 通算拠出期間^{注1}が1ヶ月以上3年以下である または 資産額が25万円以下^{注2}であること
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後に企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の加入者資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- 企業型確定拠出年金からの脱退一時金を受給していないこと

注1: 「通算拠出期間」とは、企業型確定拠出年金の加入者期間、個人型確定拠出年金の掛金を納付した期間、および他の制度からの移換等により算入された期間の合計となります。

注2: 脱退一時金を請求した日の前月末日の資産に、その時点でまだ入金されていない掛金・移換金等を加えた額です。
なお、他に確定拠出年金の資産がある場合、他の企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金の資産を合算した額となります。

※脱退一時金を請求した確定拠出年金の他に、企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の加入者等である場合、その通算加入者等期間から脱退一時金を受取った月の前月までの期間が控除されることがあります。

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」における役割分担



注: 給与天引をご希望の場合は、事業主へお申し出ください。事業所の登録内容により加入者本人の口座振替しか選択できない場合があります。

	役割内容
国民年金基金連合会	<ul style="list-style-type: none"> ●個人型年金に係る規約の策定 ●加入者の資格の確認に係る業務 ●加入者の掛金の限度額の管理に係る業務 ●掛金の収納の取りまとめ ●加入者等の資格情報の管理 ●国民年金保険料の納付状況確認
受付金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●加入申出書、事業所登録申請に係る届の受付 ●その他各種諸変更届等の受付
運用関連運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ●運用商品の選定、および加入者等への提示 ●商品の運用に関する情報の提供
記録関連運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存および通知 ●加入者等が行った運用の指図の取りまとめおよびその内容の国民年金基金連合会への通知 ●給付を受ける権利の裁定
事務委託先金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●積立金(年金資産)の管理に関する事務 ●積立金(年金資産)の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ●給付の支給に関する事務

加入者保護に関する措置

加入者保護のため、各関係機関等には主に次のような責務や禁止行為が法令で定められています。(法令より抜粋)

	責務	禁止行為
事業主(企業型) 国民年金基金連合会(個人型)	<ul style="list-style-type: none"> ○運用に関する基礎的な資料の提供やその他の必要な措置(いわゆる投資教育)^注 ○法令や年金規約等の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○加入者等に第三者に運用を委託するよう勧める行為
運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○損失補てんや利益の提供 ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○故意に事実を告げない、または不実のことを告げる行為
資産管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 	

企業型: 企業型確定拠出年金 個人型: 個人型確定拠出年金 注: 運営管理機関、企業年金連合会などに委託することができます。

2 加入時の手続き

確定拠出年金制度の概要や運用について理解し、掛金額や納付方法、ご自身にあった運用商品と購入割合を決めましょう。
また、手続き書類を提出してから運用が始まるまでの流れを確認してください。

掛金の設定

掛金額や納付方法を決めましょう。掛金額は限度額の範囲内で設定してください。

■掛金の限度額と納付方法

個人型確定拠出年金の掛金の限度額は国民年金法の被保険者種別等により定められています。

国民年金法の被保険者種別等		掛金の限度額	納付方法
第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など	月額 68,000円 ^{注1} (年額 816,000円)	口座振替 (個人払込)
第2号被保険者	確定給付型年金なし	企業型確定拠出年金に加入していない	口座振替 または 給与天引き (事業主による 納付・事業主 払込)
		企業型確定拠出年金に加入している ^{注2}	
	確定給付型年金あり	企業型確定拠出年金に加入していない	
企業型確定拠出年金に加入している ^{注2}			
	公務員、私立学校の教職員		
第3号被保険者	会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者	月額 23,000円 (年額 276,000円)	口座振替 (個人払込)

注1: 国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算した金額

注2: 個人型確定拠出年金の加入について規約に定められていない場合は除く

注3: 中小事業主掛金と合算した金額

<中小事業主掛金> 個人型確定拠出年金に加入する従業員が積立てる(拠出する)掛金に上乗せして、事業主が拠出する掛金のことです。
中小事業主掛金を納付するには法令要件があり、事前に事業主による国民年金基金連合会への届出が必要です。

■掛金拠出(積立て)の方法について

掛金拠出の方法は、「毎月定額」と「納付月と金額を指定」から選択します。納付月と金額を指定して掛金を拠出する場合は、当年・翌年の拠出計画を加入時に届け出る必要があります。第2号加入者の方が「納付月と金額を指定」し、納付方法を給与天引(事業主払込)にされる場合、事業主の給与事務等の関係で給与天引対応ができない場合も考えられますので、事前に事業主に対応が可能か相談し、対応が難しい場合は納付方法を個人払込にしてください。

<留意事項>

- 掛金の口座振替日は納付月の26日(金融機関休業日は翌営業日)です。
- 掛金の前納・追納はできません。口座振替日に引落ができない場合、掛金は拠出されなかったものとして扱われ、遡って拠出することはできません。
- 加入中にかかる手数料のうち、国民年金基金連合会が徴収する手数料は、掛金の収納及びこれに付随する事務に係る手数料となります。そのため、掛金の拠出を年1回にした場合は年1回分、毎月定額で拠出する場合は年12回分が必要になります。
- 掛金の拠出開始後、任意で掛金の拠出を停止することもできます。
- 以下の場合は、掛金が還付されます。
 - 国民年金保険料を納付していない場合
 - 加入資格を有しない方が掛金を拠出した場合
 - 限度額を超えて拠出した場合

※還付の対象となった掛金について所得控除を受けている場合は、修正申告が必要となります。修正申告の手続きの詳細については税務署等にご相談ください。

運用商品の選択(掛金)

掛金に対する運用商品の選択と購入割合を決めましょう。スターターキットに同封されている「資産配分チェックシート」も参考にしてください。

運用に関する資料



【運用の世界へようこそ!】



【資産配分チェックシート】



【確定拠出年金 制度と運用商品のご案内】



【運用商品の実績】

■掛金の配分割合指定方法

掛金をどの運用商品に配分するか決まったら、「配分割合指定申込書(加入申出書の右側)」にて配分割合の指定をおこなってください。指定された配分割合は、変更の指示がない限り、次回以降の掛金に適用されます。

他制度からの移換がある場合

確定拠出年金では、以前加入されていた年金制度から資産等を持ち運ぶこと(移換)ができます。

■企業型確定拠出年金の資産を移換する場合の手続きについて

企業型の加入者資格喪失日(退職した日の翌日)の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過するまでに、ご自身でお手続きください。お手続き期限までにお手続きいただけない場合は、確定拠出年金法令等により、全ての記録関連運営管理機関に個人別管理資産を受け入れ可能な口座の有無を照会し、口座がある場合はご本人からのお申し出がなくとも移換^注されることがあります。口座がない場合、個人別管理資産は国民年金基金連合会(特定運営管理機関)へ移換されます。これを「自動移換」といいます。

注: 本人確認のための情報が一致しない等の場合は、移換されません。

<国民年金基金連合会(特定運営管理機関)へ自動移換された場合の留意事項>

自動移換された場合、様々なデメリットがあります。ご提出書類の不備・不足が期限内に解消しない場合も自動移換の対象となりますので、手続きはお早めにお取りください。

- 余分な手数料が発生します。(2018年1月現在の金額)

自動移換される際の手数料	4,269円(税込)
自動移換後の管理手数料 (自動移換された月の翌月から数えて4ヶ月目から)	51円/月(税込)
自動移換された資産を企業型・個人型確定拠出年金へ移換するときの手数料	1,080円(税込)
死亡一時金や脱退一時金の受取りのための請求にかかる手数料	4,104円(税込)

- 資産の運用ができません。現金のまま管理されますので、運用ができません。
- 自動移換中の期間は老齢給付金の受取要件である通算加入者等期間に含まれず、受取開始可能な時期が遅くなる場合があります。
- 老齢給付金、障害給付金の受取りのためには、企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金への資産の移換が必要です。

2 加入時の手続き

■厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会から移換する場合の手続きについて
資産移換の手続きを確実に行うために、書類は締切日までに余裕をもって提出してください。

移換元	厚生年金基金、確定給付企業年金	企業年金連合会
書類入手方法	スターターキット入手先にお問い合わせください。	企業年金連合会へお問い合わせください。
提出期限	移換元制度の資格喪失後1年以内	確定拠出年金制度の加入者資格取得日より3ヶ月以内
提出先	以前加入されていた厚生年金基金もしくは確定給付企業年金(実施事業所)	企業年金連合会

運用商品の選択(移換)

■移換金の配分割合指定方法

移換金がある場合は、移換金に対する配分割合を掛金の配分割合とは別に指定することができます。移換金で購入する運用商品の選択と購入割合を決めましょう。

◎企業型確定拠出年金に加入していた場合(自動移換されているものを含む)は、同封の「配分割合指定申込書(移換依頼書の右側)」にて配分割合の指定をおこなってください。

◎厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会から中途脱退による脱退一時金相当額がある方で、資産の持ち運びを希望される場合(個人型で加入者となる場合に限られます。)は、移換入金の前日までにコールセンター(アンサーセンター)またはインターネット(アンサーネット)にて配分割合の指定をおこなってください。^注

注: 移換金の配分割合指定がなかった場合、直近の掛金と同じ配分割合で運用商品が購入されます。また、以前に移換金があり、その際に配分割合を指定していた場合、新たに配分割合の指定をおこなわない限りは、前回の配分割合と同一の配分割合で運用商品が購入されます。

※移換金で購入する運用商品や配分割合は、移換金の入金前日24時まで(アンサーネットの場合)変更することができます。

死亡一時金の受取人指定

確定拠出年金では、死亡一時金の受取人を指定することができます。お手続きは、加入後にコールセンター(アンサーセンター)へご連絡いただくか、インターネット(アンサーネット)から手続き書類をダウンロードして記録関連運営管理機関(損保ジャパン日本興亜DC証券)にご提出ください。指定できる遺族の範囲は確定拠出年金法で定められております。(P.17)

なお、以前加入していた確定拠出年金で受取人を指定されていた場合は、その内容を引き継ぎます。

手続き書類の提出

同封の手続き書類をご提出ください。第2号被保険者(会社員、公務員、私立学校の教職員)の方が加入される場合は、ご自身で記入する書類の他に、勤務先の担当者様に記入していただく書類が必要です。



■お手続きの流れ

1 受付金融機関にて手続き書類の確認を行い、国民年金基金連合会に送付します。
※受付金融機関印を押印した日(不備なく書類が揃った日)が資格取得年月日となります。

2 国民年金基金連合会にて加入審査(移換の場合は受付)をします。
手続きが完了すると、以下の書類が送付されます。

個人型年金加入確認通知書 (加入の場合)

初回掛金の口座振替開始日が記載されています。

※加入資格の審査には1~2ヶ月かかります。

個人型年金運用指図者確認通知書 (移換の場合)

移換金の内訳などが記載されています。

※以前の確定拠出年金制度から資産等が移換されるまで2~3ヶ月かかります。

加入者引落予定のお知らせ (納付月と金額を指定した場合)

設定した掛金額、納付月が記載されています。

3 損保ジャパン日本興亜DC証券から以下の書類が送付されます。

確定拠出年金 口座開設のお知らせ

インターネット(アンサーネット)のログインID、仮パスワードが記載されています。

初回掛金での商品購入または移換金での商品購入が完了するまでは、

インターネット(アンサーネット)の資産残高は0円となっています。

※個人型確定拠出年金口座の開設にともない、以前確定拠出年金に加入され、特定運営管理機関で管理(自動移換)されている資産がある場合、ご本人からの申し出がなくとも本口座に資産が移換される場合があります。

運用の開始

掛金の口座振替が開始されると(移換の場合は、移換金の入金)、運用商品が購入され、運用状況の確認、運用商品の変更などができるようになります。運用商品の変更については、P.12をご確認ください。

ご加入後の各種変更手続きや情報提供は、インターネットとコールセンターでサポートします。

3 加入期間中の手続き

定期的に資産状況を確認し、ご自身の状況に応じて運用商品の変更を検討し、検討結果に応じて運用商品の変更をおこないましょう。運用商品の変更の検討には、スターターキットに同封の「運用の世界へようこそ!」の運用の見直しの説明を参考にしましょう。

資産状況の確認 [アンサーネット]

アンサーネット(加入者専用サイト)にて、資産の状況を確認することができます。

<トップページで確認できること>

- 全体の資産残高、損益
- 商品ごとの資産残高、損益
- 現在指定している掛金の配分割合 など

※掛金や移換金が資産残高に反映されるのは、拠出日の翌営業日の翌日です。

資産状況の確認のほか、運用商品の変更や運用商品に関する最新情報を確認することができます。



※表示内容は見本です。

資産状況の確認 [確定拠出年金 資産残高のお知らせ]

「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」は確定拠出年金規約の定めにより毎年送付^注され、資産残高などを確認することができます。

注: プランにより、送付時期(年1回)が異なります。他制度への移換等で資産が0円になった場合は、随時お知らせします。

<「資産残高のお知らせ」で確認できること>

- 当社からのお知らせ
- 資産残高と損益(今回基準日時点の資産残高と損益状況などを確認できます。)
- 商品タイプ別資産残高割合(商品タイプ別の保有状況を円グラフで確認できます。)
- 掛金の拠出状況(掛金で購入する運用商品の割合を確認できます。)
- 運用商品別の資産残高(基準日時点の運用商品別の資産残高や損益状況を確認できます。)
- 死亡一時金受取人(現在指定された死亡一時金受取人を確認できます。)
※死亡一時金受取人の指定がない場合にはこの項目は表示されません。
- 手数料明細(対象期間中の手数料が確認できます。)



※表示内容は見本です。

運用商品の変更方法

運用商品の変更は、掛金の配分割合の変更とスイッチング(預け替え)の2つの方法があります。それぞれの違いを理解して、大切な年金資産を運用しましょう。運用商品の変更については、アンサーネットもしくはアンサーセンターで手続きが可能です。

アンサーセンターを利用する場合は、「確定拠出年金 制度と運用商品のご案内」などを参考に、正確な商品名と変更内容をオペレーターにお申し出ください。

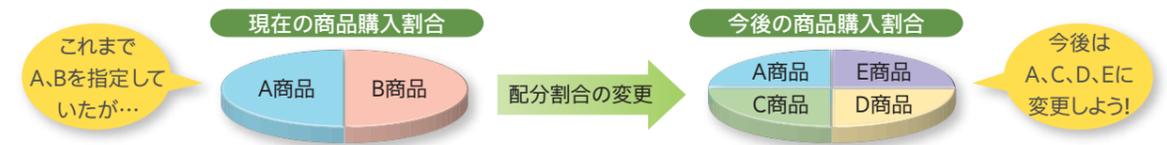
■運用商品の変更方法と変更対象

掛金の配分割合の変更とスイッチングは、別々の手続きです。変更の対象を確認し、必要があれば両方の手続きをおこなってください。

変更方法	掛金の配分割合の変更	変更対象	
		現時点で保有している運用商品の資産残高	今後の掛金の配分割合
スイッチング(預け替え)	変更にならない	変更にならない	変更になる
	変更になる	変更になる	変更にならない

●掛金の配分割合の変更

掛金で**今後購入する運用商品**や購入割合を変更することです。



●スイッチング(預け替え)

現在保有している運用商品を売却し、売却代金で別の運用商品を購入することです。



スイッチング(預け替え)に関する留意事項

運用商品によって手続きに費用(信託財産留保額など)がかかるものがあります。詳細は「確定拠出年金 制度と運用商品のご案内」の運用商品一覧などをご確認ください。

■スイッチング(預け替え)にかかる日数(例)

スイッチングは、手続きが完了するまでに7営業日程度かかります。手続き完了までの所要日数は、売却する商品と購入する商品の組み合わせによって異なります。以下の組み合わせ例を参照ください。

なお、以下のスケジュールは代表的な例であり、個別の運用商品により異なる場合があります。価格等決定日などについては、アンサーネットのスイッチング(預け替え)画面で確認できます。

1. 「預金」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)	0	1	2	3	4	5
売却	預金	受付日	約定日/受渡日/価格等決定日			
購入	預金				約定日/受渡日	
	保険			約定日	受渡日	
	国内投信			約定日/価格等決定日	受渡日	
				約定日	価格等決定日	受渡日

約定日(申込受付日)
申し込んだ取引が成立する日
受渡日
売上の代金が精算され取引が完了する日

2. 「損害保険・生命保険(保険)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)	0	1	2	3	4	5	6
売却	保険	受付日	約定日/価格等決定日				
購入	預金					約定日/受渡日	
	保険				約定日	受渡日	
	国内投信				約定日/価格等決定日	受渡日	
					約定日	価格等決定日	受渡日

3 加入期間中の手続き

3. 「国内投資信託(国内投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)	0	1	2	3	4	5	6	7
売却	国内投信	受付日	約定日/価格等決定日					
購入	預金						約定日/受渡日	
	保険					約定日	受渡日	
	国内投信					約定日/価格等決定日	受渡日	
	海外投信					約定日	価格等決定日	受渡日

4. 「海外投資信託(海外投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)	0	1	2	3	4	5	6	7
売却	海外投信	受付日	約定日	価格等決定日				
購入	預金						約定日/受渡日	
	保険					約定日	受渡日	
	国内投信					約定日/価格等決定日	受渡日	
	海外投信					約定日	価格等決定日	受渡日

- 「価格等決定日」に売買する金額等が決定されます。投資信託は基準価額、投資信託以外の商品は適用利率や解約控除が決定されます。
- 「国内投資信託」とは商品関係資料で国内株式・国内債券と記載されている投資信託で、同様に「海外投資信託」とは外国株式・外国債券・バランスと記載されている投資信託です。その他(リート等)と記載されている投資信託は投資先によりいずれかになります。商品により取扱いが異なる場合があります。
- スイッチングの結果は受渡日の翌日にアンサーネットに反映します。

アンサーネットによる運用商品の変更方法

■アンサーネットによる掛金または移換金の配分割合の変更方法

掛金または移換金の配分割合を変更する場合は、画面上部のメニューから「掛金の配分割合」または「移換金の配分割合」をクリックし、運用したい商品の「割合」を入力します。商品はいくつでも選択できますが、必ず合計が100%になるようにしてください。

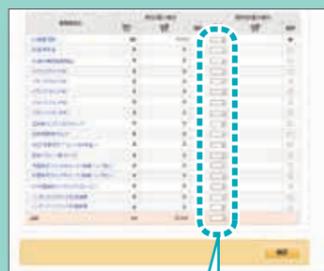
■アンサーネットによるスイッチング(預け替え)の方法

「スイッチング(預け替え)」をする場合は、画面上部のメニューから「スイッチング(預け替え)」をクリックし、売却する商品と購入する商品を選択します。

- ※一度に複数の商品を指定することはできません。売却(または購入)したい商品が複数ある場合は、同じ操作を繰り返しおこなってください。
- ※受付日当日(受付日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)であれば、受付を取り消すことができます。



<配分割合変更画面イメージ>



次回以降の掛金または移換金で運用したい商品と割合を入力します。

<スイッチング画面イメージ>



売却する商品を選びます。



購入する商品を選びます。

加入期間中に各種変更があった場合は、お手続きが必要です。アンサーセンターや受付金融機関にお問い合わせください。お手続きに応じて、所定の書類が必要になる場合があります。また、所得控除を受けるためのお手続きについても確認しておきましょう。

各種変更があったとき

登録内容の変更や各種通知の再発行には、届出書類の提出が必要です。

- 名前や住所が変更になったとき
- 掛金引落金融機関・口座情報を変更するとき
- 掛金の納付方法を変更するとき
- 掛金額、納付回数を変更するとき
- 国民年金法の被保険者種別が変更となったとき
- 勤務先に変更があったとき
- 加入者資格を喪失したとき
- 掛金の拠出を一旦停止するとき
- 加入確認通知書、引落予定のお知らせの再発行を申請するとき
- 死亡一時金の受取人を指定・変更するとき
- 掛金の払込証明書の再発行を申請するとき
- 新たに小規模企業共済契約者となったとき
- 小規模企業共済の共済金もしくは解約手当金の支給を受けたとき(46歳以上に限る)



所得控除のお手続き

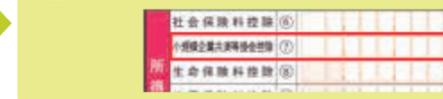
確定拠出年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。加入者ご本人に所得がある場合は、所得控除を受けるために確定申告や年末調整でお手続きが必要です。

●自営業者等(第1号被保険者、第3号被保険者) 確定申告が必要です。

国民年金基金連合会より、「小規模企業共済等掛金払込証明書(ハガキ)」が届きます。(10月下旬頃または翌年1月下旬頃)



確定申告書の第一表、第二表の「小規模企業共済等掛金控除」欄に金額をご記入ください。



確定申告書と「小規模企業共済等掛金払込証明書」を所轄の税務署にご提出ください。(収入の金額によっては所得控除が適用されない場合があります。)

●会社員や公務員等(第2号被保険者) 年末調整が必要です。(年末調整に間に合わない場合、確定申告が必要です。)

国民年金基金連合会より、「小規模企業共済等掛金払込証明書(ハガキ)」が届きます。(10月下旬頃または翌年1月下旬頃)



給与所得者の保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」個人型または企業型年金加入者掛金欄に金額をご記入ください。



給与所得者の保険料控除申告書と「小規模企業共済等掛金払込証明書」を会社にご提出ください。

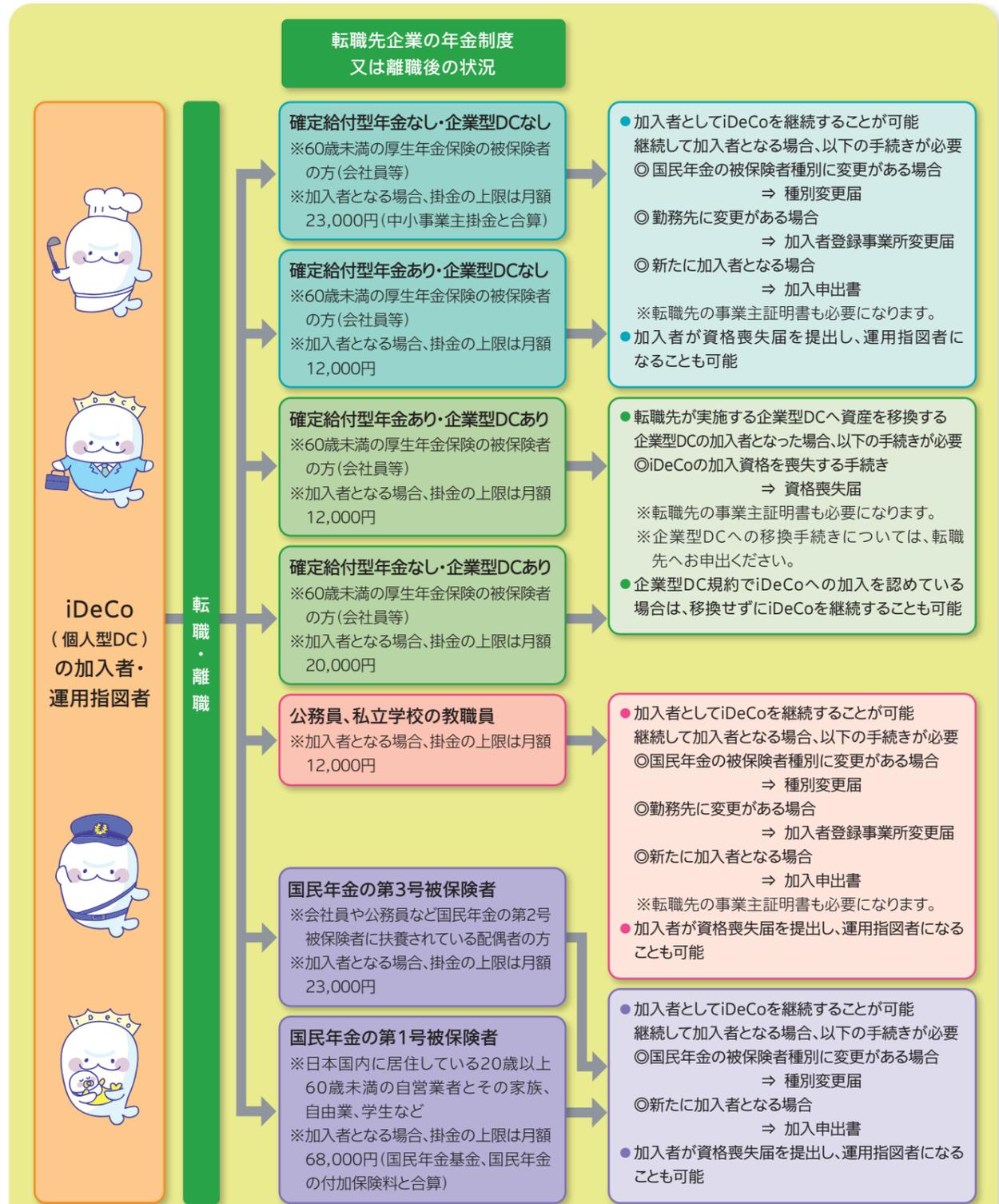
<注意事項>

- 初回の掛金納付月が10月から12月、または毎年の掛金納付月が10月から12月のみの場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書」は翌年1月に発送されます。年末調整に間に合わない場合は、確定申告が必要です。
- 事業主払いの場合、会社が給与から掛金を控除して源泉徴収税額を計算するため、「小規模企業共済等掛金払込証明書」は送付されません。(お手続きは不要です。)
- 「小規模企業共済等掛金払込証明書」の再発行はアンサーセンターまでご連絡ください。国民年金基金連合会へ再発行の届出書を提出する必要があるため、お手元に届くまでには時間がかかります。

3 加入期間中の手続き

60歳未満で転職・離職した場合

転職後または離職後の状況に応じて、手続きが必要となります。お手続きの詳細については、アンサーセンターや受付金融機関へお問い合わせください。



※転職先の確定給付年金制度へ移換できる場合もあります。課税や加入者等期間などの取扱いが異なる場合がありますので、詳細は転職先の事業主にご確認ください。

4 給付の手続き

運用した年金資産を、給付金として受取ります。(給付金を受取ることを受給といいます。)
何歳から、またどのような場合に受取れるかを確認しておきましょう。

給付の種類

確定拠出年金の給付には、**老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金** の3種類があります。

老齢給付金

加入後、個人型確定拠出年金規約に定められた60歳以降の一定の年齢(受給手続き受付開始年齢・開始日)から、給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取る給付金です。給付金の受取りまで掛金の拠出はありませんが、年金資産の運用は継続できます。

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」、「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。
※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。
※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取することも可能です。

受給手続き受付開始年齢・開始日

- 個人型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢に達する日の前月に送付する「確定拠出年金 老齢給付に関するお知らせ」に記載されている受給手続き受付開始日から手続きを開始できます。
- 受給手続き受付開始年齢は、60歳までの通算加入者等期間^注により、次のように異なります。

注: 通算加入者等期間は、60歳までの以下の期間を合算した期間(それぞれの期間が重複する場合は重複する期間を除く)です。

- ・企業型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
- ・個人型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
- ・確定拠出年金以外からの制度移行金や移換金があった場合、その対象期間

※過去に脱退一時金を受取っている場合は、通算加入者等期間が調整される場合があります。

通算加入者等期間	受給手続き受付開始年齢
10年以上	60歳
8年以上 10年未満	61歳
6年以上 8年未満	62歳
4年以上 6年未満	63歳
2年以上 4年未満	64歳
1ヶ月以上 2年未満	65歳

- 「確定拠出年金 老齢給付に関するお知らせ」記載の受給手続き受付開始日が加入者資格を喪失した日から1年以上先の方には、受給手続き受付開始日の前月にあらためて「確定拠出年金 老齢給付受給資格取得に関するお知らせ」を送付します。
- 受給手続きは、受給手続き受付開始日以降70歳の誕生日の2日前までにおこなってください。この期間中に手続きしなかった場合は、「一括受取(一時金)」の請求があったものとして受取りいただきます。

受給する権利の喪失

老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、なくなります。

- ・個人型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- ・受給権者が死亡したとき
- ・個人型確定拠出年金の障害給付金の受給権者となったとき

4 給付の手続き

障害給付金

加入後、傷病により一定の障害の状態^注になった場合に給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取ることができる給付金です。

注：国民年金の障害基礎年金を受取ることができる程度の状態

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」、「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。

※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。

※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取することも可能です。

※「分割受取(年金)」の場合、請求時に選択した受取期間、年間受取回数を5年経過ごとにみなおすことができます。

受給手続き期間

受給手続きは、障害認定日^注以降70歳の誕生日の2日前までにおこなってください。この期間中に手続きをしなかった場合は、老齢給付金(「一括受取(一時金)」)の請求があったものとして、受取りいただきます。

注：傷病によってはじめて医師または歯科医師の診察を受けた日(初診日)から起算して1年6ヶ月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合はその日)

受給する権利の喪失

障害給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、なくなります。

- 個人型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- 受給権者が死亡したとき

死亡一時金

加入者または加入者であった方が亡くなられた場合に、ご遺族の方が給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を全て売却して受取る給付金です。

※亡くなられてから5年間請求がなかった場合、死亡一時金を受取るご遺族の方がいないものとして、亡くなった方の相続財産とみなされます。

死亡一時金の受取人

●あらかじめ死亡一時金の受取人を指定することができます。特に指定がない場合は、確定拠出年金法に定められた以下の順位で受取人となります。第1順位となる方が外国籍の場合は、手続きを円滑に進めるため、死亡一時金受取人を指定してください。

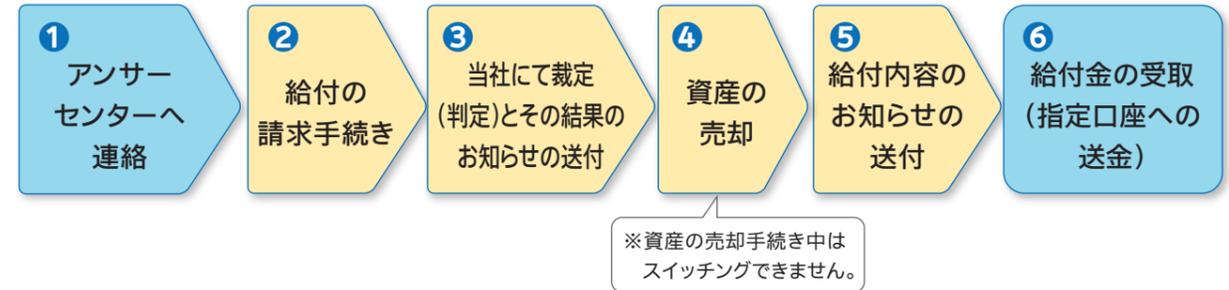
順位	確定拠出年金法に定められた受取人
1	配偶者(死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
2	子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 (死亡の当時、主として亡くなった方の収入で生計を維持していた者)
3	2以外で亡くなった方の収入で生計を維持していた親族
4	2に該当しない子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- 同順位内であれば、その並びの順番により順位が定められます。
- 死亡一時金受取人の指定・変更はいつでもできます。なお、以前加入していた確定拠出年金で受取人を指定されていた場合は、その内容を引き継ぎます。

手続きについて

給付金を受取るには、ご自身(死亡一時金受給の場合はご遺族)による手続きが必要です。請求書類を送付しますので、アンサーセンターにご連絡ください。

■手続きの流れ



■給付金の受取り

毎月の書類提出締切日までに請求書類をご提出いただければ、原則その月に給付裁定(判定)をしますが、状況によっては翌月以降になる場合があります。

給付金は、受取月の25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に受取ることができます。

※受取りの際は、送金にかかる事務費(税込432円(国内送金の場合))が差し引かれます。

●一括受取(一時金) ●老齢給付金 ●障害給付金 ●死亡一時金

受取月は、給付裁定(判定)した月の翌月です。

●分割受取(年金) ●老齢給付金 ●障害給付金

受取月は、年間受取回数によって異なります。以下の表をご参照ください。

<年間受取回数>	<初回受取月>	<2回目以降の受取月>
1回…1年ごと1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から1年経過した月	初回受取月の1年ごとの応当月
2回…6ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から6ヶ月経過した月	初回受取月の6ヶ月ごとの応当月
4回…3ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から3ヶ月経過した月	初回受取月の3ヶ月ごとの応当月

■主な添付書類の例

当社から送付する請求書類のほかに、ご提出いただく添付書類があります。

	添付書類
共通	本人確認書類(住民票または印鑑登録証明書)
老齢給付金	税金計算に必要な書類(退職所得の源泉徴収票のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注
障害給付金	障害の等級が確認できる書類(身体障害者手帳のコピーなど)
死亡一時金	死亡の事実が確認できる書類(死亡診断書のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注

※上記以外の書類をご提出いただく場合もあります。

注：「個人番号を確認するための書類」と「ご本人であることを確認するための身元確認書類」(例)

- ・「個人番号カード(表裏)のコピー」
- ・「個人番号通知カードのコピー」と「運転免許証のコピー」
- ・「個人番号が記載された住民票(写)原本」と「パスポートのコピー(所持人記入欄の現住所も必要)」など

4 給付の手続き

受取時の税制優遇など

■ 老齢給付金

給付金の受取額は、資産を売却した額から源泉徴収される税金(課税される場合)を控除した額です。なお、以下の説明では復興特別所得税を考慮していません。



● 一括受取(一時金)

一括受取(一時金)は、退職所得として扱われます。税金計算にあたっては、優遇措置として退職所得控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{所得税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}] + \text{住民税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{住民税率}]$$

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{老齢一時金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額は、勤続年数(掛金拠出期間)に基づき次のように計算されます。

勤続年数(掛金拠出期間)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合には、80万円
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得控除額は、一括受取(一時金)を受取る年およびその前年以前14年以内の退職所得と調整して計算します。他の退職所得がある場合、一括受取(一時金)の受取額の計算の基礎とする期間と他の退職所得の受取額の計算の基礎とした期間との重複を考慮した退職所得控除額を算出する必要があります。該当する退職所得がある方は「退職所得の源泉徴収票のコピー」をご提出ください。

● 分割受取(年金)

分割受取(年金)は雑所得として扱われ、受取る際に源泉徴収される税金額については、年金額に一律の税率を乗じて計算されます。住民税は源泉徴収されません。

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{年金額} \times 7.5\%$$

確定申告で税金計算のもとになる雑所得^注を計算する際には、優遇措置として公的年金等控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。確定申告については収入金額により不要の場合もあります。

注: P.20「公的年金等に係る雑所得の速算表」をご参照ください。

■ 障害給付金

一括受取(一時金)、分割受取(年金)ともに非課税です。

■ 死亡一時金

加入者または加入者であった方が亡くなられた日から3年以内に死亡一時金を受取る場合は、「みなし相続財産(退職手当等に含まれる給付)」として、生命保険金、死亡退職金等と同様に相続税の課税対象になります。上記期間以外は適用される税法が異なります。

※詳しくは税務署、市区町村窓口等にお問い合わせください。

老齢給付金の税金計算について

老齢給付金の税金額計算方法についてご案内いたします。

実際の税金計算や税金についての詳しい内容は、お近くの税務署などにお問い合わせください。

■ 一括受取(一時金)

● 税金計算の計算式

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{所得税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}] + \text{住民税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{住民税率}]$$

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{老齢一時金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

● 計算例(21年拠出した方が一括受取で1,300万円受け取る場合)

退職所得控除額	800万円+70万円×(21年-20年)=870万円
課税退職所得金額	(1,300万円-870万円)×1/2=215万円
所得税額	215万円×10%-9万7,500円=11万7,500円
住民税額	215万円×10%=21万5,000円

※住民税率は一律10%として計算しています。なお、復興特別所得税は考慮していません。

退職所得の控除額(2018年1月現在)

勤続年数(掛金拠出期間)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合には、80万円
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得の源泉徴収税額の速算表(2018年1月現在)

課税退職所得金額	所得税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■ 分割受取(年金)

● 公的年金等に係る雑所得の金額の計算式

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = (a) \times (b) - (c)$$

公的年金等に係る雑所得の速算表(2018年1月現在)

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額は0円となります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額は0円となります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

アンサーネットご利用の手引き

■アンサーネットのご利用にあたって

最新の情報はアンサーネットのログインページの「ご利用にあたって」をご参照ください。

<ご利用時間について> 毎日24時間(システムメンテナンス日は除く)

※夜間システムメンテナンス中は配分割合指定・変更およびスイッチングなど一部ご利用いただけないサービスがあります。

■アンサーネットへのログイン方法

- 1 損保ジャパン日本興亜DC証券ホームページからログインページに進みます。
- 2 ログインページでログインIDおよび仮パスワードを入力しログインします。
※ログインIDと仮パスワードは、別途送付される「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」に記載されています。

損保ジャパン日本興亜DC証券ホームページ
<http://www.sjnk-dc.co.jp>

ここからログイン

パスワードを忘れた場合や、誤ってログインできなくなった場合は、アンサーネットの「パスワード再発行(画面)」から再発行手続きが可能です。

■メニューのご紹介

加入者TOP画面 (加入されている制度により、表示される情報が異なる場合があります。)

FAQ	よくある質問について回答しています。
用語集	分かりづらい用語を説明しています。
手続き書類の請求	各種手続き書類、参照書類をダウンロードできます。
お問い合わせ	不明な点があれば、こちらから問い合わせできます。
加入者TOP	現在の資産残高、配分割合などの基本情報やメッセージなどが確認できます。
資産状況	現在の資産残高や残高推移、商品別の情報や利回りなどが確認できます。
運用商品一覧	選択できる運用商品の一覧や、運用実績が確認できます。
配分割合	掛金や移換金で購入する運用商品や購入割合を指定・変更できます。
スイッチング(預け替え)	現在保有している運用商品を売却し、その代金で別の運用商品を購入する取引ができます。
給付金の受取	給付金の受取方法や履歴が確認できます。
加入者情報の確認・変更	加入者情報の確認・変更ができます(一部変更できない項目もあります)。
パスワードの変更	ログイン時に使用するパスワードの変更ができます。
取引履歴等の確認	過去1年間の取引やアクセス状況の履歴が確認できます。

★表示されているページの情報や項目について説明しています。

確定拠出年金について学ぶ	確定拠出年金制度、資産運用の基本的な知識について学習できます。
シミュレーションで将来を考える	ライフプランや確定拠出年金にかかわる運用のシミュレーションができます。
あなたが加入している制度を知る	加入している確定拠出年金規約およびその概要を確認できます。
動画で学ぶ	確定拠出年金の制度について、動画で学習できます。

※表示内容は見本です。

確定拠出年金加入者用サービス利用規定 【2018年5月1日改定版】

第1章 総則

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社(以下「当社」といいます。)が、次の各号に掲げる確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。)に提供する運営管理サービス(以下「本サービス」といいます。)について、その内容と手続きを定めたものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)」(以下「アンサーネット利用規定」といいます。)、その他当社の定めに従います。

- (1) 企業型年金制度
確定拠出年金制度を実施する事業主と運営管理機関が締結した運営管理業務委託契約またはその再委託契約に基づく企業型確定拠出年金制度をいいます。
- (2) 個人型年金制度
国民年金基金連合会と運営管理機関が締結した運営管理業務委託契約またはその再委託契約に基づく個人型確定拠出年金制度をいいます。

(サービスの利用)

第2条 本サービスをご利用の際は、次の点にご留意ください。

- (1) 確定拠出年金制度は、確定拠出年金規約(労使間で定められた企業型年金規約または個人型年金規約。以下「規約」といいます。)に則って運営されています。制度の詳細につきましては、規約をご確認ください。
- (2) 確定拠出年金制度は、ご加入者等自身が、自己責任において、自らの判断に基づき運用商品を選択いただく制度です。また、当社は、運用商品の推奨等は一切行うことができませんのでご留意ください。(ただし、指定された運営管理機関に別途定める規定がある場合を除きます。)

第2章 運用商品

(選択可能な運用商品)

第3条 ご加入者等が選択可能な運用商品は、確定拠出年金制度へのご加入の際または新たに運用商品を追加する際に書類または電磁的方法(以下「書類等」といいます。)により提示されます。また、ご加入者等が属している企業型年金制度のプランまたは個人型年金制度のプランで選定・提示されている運用商品の一覧は、当社のインターネットサービス(以下「アンサーネット」といいます。)または有人コールセンター(以下「アンサーセンター」といいます。)を通じて確認することができます。

(運用商品の除外)

- 第4条 運用商品を除外する場合には、その運用商品を選択している方(所在が明らかでない方を除きます。)の3分の2以上の同意を取ったうえで、当社が定める方法で売却され、移換金に対する配分割合と同一配分割合で運用商品が購入されます。
- 1 投資信託の終了(繰上償還)等規約に定める事由により、当該投資信託の保有の継続ができなくなる場合があります。この場合には、その運用商品はすべて売却され、移換金に対する配分割合と同一配分割合で運用商品が購入されます。
 - 2 第1項および第2項のお取り扱いにおいて、移換金の配分割合のご指定がない場合には、掛金に対する配分割合と同一配分割合で運用商品が購入され、掛金の配分割合のご指定もない場合には、配分割合をご指定いただくまでの間、未指図個人別管理資産として管理されます。
 - 3 運用商品の除外および投資信託の終了(繰上償還)等に際しては、事前に他の運用商品への預け替え(以下「スイッチング」といいます。)の手続きをお取りいただくことができます。あらかじめ定められた期日までにスイッチングの運用指図がないときは、第1項から第3項までのお取り扱いとなりますのでご留意ください。

(運用商品に関する重要事項)

第5条 当社は運用商品に関する情報を提供します。必ず運用商品の内容を確認し、重要事項をご理解いただいたうえで運用指図を行ってください。

第3章 運用指図

(運用指図の手段)

第6条 ご加入者等は、次の各号に掲げるとおり、運用商品の中から少なくとも1つを選択しその運用商品に充当する金額(割合)を当社に示すことにより、運用指図を行うことができます。

- (1) 掛金に対する運用指図
 - ① 掛金に対する運用指図は、原則として運用商品毎の配分割合を1%単位でご指定いただけます。当社は、ご指定いただいた配分割合により各運用商品の購入(契約の締結、預入なども含みます。以下「購入」といいます。)のための手続きを行います。なお、配分割合の指定がない場合、掛金は配分割合をご指定いただくまでの間、未指図個人別管理資産として管理されますのでご留意ください。
 - ② 掛金に対する配分割合は、企業型年金制度においては口座開設時にアンサーネット、アンサーセンターまたは配分割合指定申込書のいずれかの方法により、個人型年金制度においては配分割合指定申込書により、所定の日までにご指定いただけます。
 - ③ 配分割合の変更はアンサーネットおよびアンサーセンターを通じて受け付けます。資産管理機関または事務委託先金融機関に掛金が払込まれる日の前日24時まで(受け付けた変更は同月分に反映され、それ以降の受付は次回から反映されます)。
 - ④ 指定された配分割合は、改めて変更のお申し出がない限り、その後の掛金に対してもそのご指定いただいた配分割合が適用されます。

- (2) 運用商品のスイッチングの運用指図
確定拠出年金制度のもとで個人別管理資産として保有している運用商品を売却(解約等を含みます。以下「売却」といいます。)し、他の運用商品を購入することが可能です。この場合には、売却する運用商品と売却する金額、または口数表示の商品につきましては売却する口数を指定していただくと同時に、売却商品毎に対応する購入商品を1つご指定いただきます(購入する金額は売却金額によって決定されます。)
なお、スイッチングの運用指図はアンサーネットまたはアンサーセンターにて受け付けます。
 - (3) 退職一時金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度からの移換資産(以下「制度移行金」といいます。)に対する運用指図
アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、所定の日までにご指定ください。
ご指定がない場合には、掛金に対する配分割合と同一配分割合で運用商品が購入され、掛金の配分割合のご指定もない場合には、制度移行金は配分割合をご指定いただくまでの間、未指図個人別管理資産として管理されます。
なお、制度移行金に対して配分割合の指定をされた場合には、改めて変更のお申し出がない限り、その後の制度移行金に対してもそのご指定いただいた配分割合が適用となります。
 - (4) 個人別管理資産額および脱退一時金相当額の移換資産(以下「移換金」といいます。)に対する運用指図
次に掲げる資産の移換を行う場合、企業型年金制度においては特定の定めのない限り、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、個人型年金制度においてはアンサーネット、アンサーセンターまたは配分割合指定申込書のいずれかの方法により、所定の日までにご指定ください。
ご指定がない場合には、掛金に対する配分割合と同一配分割合で運用商品が購入され、掛金の配分割合のご指定もない場合には、移換金は配分割合をご指定いただくまでの間、未指図個人別管理資産として管理されます。
なお、移換金に対して配分割合の指定をされた場合には、改めて変更のお申し出がない限り、その後の移換金に対してもそのご指定いただいた配分割合が適用されます。
 - ① 企業型年金制度または個人型年金制度からの個人別管理資産の移換
 - ② 厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会からの脱退一時金相当額の移換
 - (5) 指定運用方法によるみなし運用指図
指定運用方法が提示されている場合、未指図個人別管理資産となった掛金、制度移行金および移換金等に対して、指定運用方法が適用されます。加入者資格取得または指定運用方法提示の後、最初の掛金の入金日から特定期間が開始され、猶予期間を経過してもなお配分割合指定がない場合には、指定運用方法に対して配分割合指定を行ったものとみなされ、未指図個人別管理資産の全額について指定運用方法が購入されます。この場合、その運用から生じる利益および損失の責任はご自身に帰属します。
- 2 必ず、ご加入者等ご自身で運用指図を行ってください。当社がアンサーセンターにて運用指図を受ける際には、ご加入者等の登録情報をお伺いしご本人であることを確認させていただきます。また、アンサーネットのご利用に際しては、ご登録いただいているIDおよびパスワードにて確認させていただきます。
 - 3 当社が前項の方法に従って本人確認を実施したうちは、不正使用等があっても照会、取引等を有効なものとして取り扱います。
 - 4 IDとパスワードは本サービスを利用するうえで非常に重要です。第三者の目にふれるところに書き留めたり、第三者に教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。IDとパスワードが第三者に知られた時、または知られたと思われた時は、直ちに再発行の手続きをお取りください。また、パスワードについては、アンサーネットにおいてご加入者ご自身により変更することが可能です。また、当社から変更をお願いすることがあります。定期的な変更をお勧めいたします。なお、当社からご加入者等に対しパスワード等をおたずねすることはありません。
 - 5 アンサーネットのご利用に際しては、アンサーネット利用規定をご確認ください。
 - 6 給付、還付、個人別管理資産の移換または手数料徴収等に伴い個人別管理資産の売却が行われる際には、スイッチングの運用指図が一定期間できなくなることがございますのでご注意ください。

(運用指図の取りまとめ締め切り時間と取引の執行)

- 第7条** 毎営業日の24時まで(掛金に対する運用指図もしくは制度移行金または移換金に対する運用指図の場合には、所定の日まで)に受け付けたご加入者等の運用指図に基づき、翌営業日に資産管理機関または事務委託先金融機関に取りまとめた運用指図を通知します。
- 2 資産管理機関または事務委託先金融機関は、原則として運用指図の取りまとめの通知がなされた日に商品提供機関に取引の申込みを行います。商品提供機関がその日に申込みを受付できない場合には、翌営業日以降最初に申込みが可能になった日に商品提供機関に取引の申込みを行います。
 - 3 企業型年金制度において入金予定額と資産管理機関に実際に入金された額に齟齬がある場合、または資産管理機関への着金が所定の時間内に確認できない場合には、運用指図の資産管理機関への通知は翌営業日以降となる場合があります。

(スイッチングの場合の取引の執行)

- 第8条** 保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入する運用指図を行う場合には、売却と購入の運用指図を同時に受け付けますが、購入の取引は、売却代金が資産管理機関または事務委託先金融機関へ入金された後、所定の日に執行されます。

第4章 企業型年金加入者掛金

(企業型年金加入者掛金の拠出)

- 第9条** ご加入者が属している企業型年金制度の事業所で企業型年金加入者掛金(以下「加入者掛金」といいます。)の拠出が選択可能な場合は、確定拠出年金制度へのご加入の際または加入者掛金の拠出が可能となった際に、規約等により提示されます。また、加入者掛金拠出の状況については、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じても確認することができます。

(加入者掛金拠出にかかる取扱い)

- 第10条** 事業主と当社の間で加入者掛金拠出にかかるオプションサービス(以下「ワイドサポート」といいます。)を含む契約が締結され、有効に継続している場合に限り、ご加入者はアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類のいずれかの方法により、加入者掛金の拠出に

かかる取扱いを申し込むことができます。

- 2 必ず、ご加入者ご自身で申込を行ってください。当社がアンサーセンターにてご指定を受ける際には、ご加入者の登録情報をお伺いしご本人であることを確認させていただきます。また、アンサーネットのご利用に際しては、ご登録いただいているIDおよびパスワードにて確認させていただきます。
- 3 当社が前項の方法に従って本人確認を実施したうちは、不正使用等があっても照会、申込等を有効なものとして取り扱います。
- 4 IDとパスワードはワイドサポートを利用するうえでも非常に重要です。第三者の目にふれるところに書き留めたり、第三者に教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。IDとパスワードが第三者に知られた時、または知られたと思われた時は、直ちに再発行の手続きをお取りください。パスワードについては、アンサーネットにおいてご加入者ご自身により変更することが可能です。また、当社から変更をお願いすることがあります。なお、当社からご加入者に対しパスワード等をおたずねすることはありません。
- 5 アンサーネットのご利用に際しては、アンサーネット利用規定および「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)ワイドサポート利用細則」をご確認ください。

(加入者掛金の拠出開始)

第11条 加入者掛金の額は、選択可能な加入者掛金の額の範囲(下限1,000円)内で申し込めます。

- 2 ワイドサポートでは加入者掛金の額は、口座開設時以降または加入者掛金の拠出が可能となった時以降にアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類のいずれかの方法により、申し込めます。希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までに受け付けた申込は当月分に反映されます。ただし、規約によって、申込が特定の月に限定されている場合があります。

(加入者掛金の拠出停止または再開)

第12条 ワイドサポートでは加入者掛金の拠出開始後に、ご加入者が停止または再開をご希望する場合は、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までにお申し出ください。ただし、規約によって再開が特定の月に限定されている場合があります。

(加入者掛金の額)

第13条 ワイドサポートでは加入者掛金の額の指定はアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類を通じて受け付けます。希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までに受け付けた申込は当月分に反映されます。

- 2 指定された加入者掛金の額(下限1,000円)は、変更のお申し出がない限り、その後の掛金に適用となります。ただし、事業主掛金に変更があった場合等、ご指定の額ではお取扱いできないときは、所定の限度額の範囲(1,000円未満は0円)で変更されることがあります。
- 3 ワイドサポートでは加入者掛金の額の変更を希望される場合は、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、規約に定められた変更月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までにお申し出ください。なお、規約に定める場合を除き加入者掛金の変更は年1回に限りまでするのでご注意ください。

第5章 情報提供等

(運用商品に係る情報提供)

第14条 当社は、確定拠出年金制度への加入時に、配分割合の決定にご活用いただけるよう運用商品に係る情報を記載した所定の書類等を交付します。また、加入後は少なくとも年1回は所定の情報を書類等により提供します。

- 2 加入者等への書類等による情報提供は、予め通知のあったご加入者等の自宅住所に送付することを原則とします。ただし、企業型年金制度においては、予め事業主等と合意した内容に従い、自宅住所宛または事業主等経由で送付します。
- 3 書類等による運用商品の情報提供の他に、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じても運用商品に係る情報を提供いたします。

(個人別管理資産等の報告)

第15条 当社は規約の定めに従い、定期的に個人別管理資産額およびお取引の明細などをお知らせしますので内容をご確認ください。また、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じても、随時ご確認が可能です。

- 2 ご加入者等または死亡一時金を受け取ることのできる方が、個人別管理資産などの加入者等原簿の照会・閲覧をご希望される場合には、アンサーセンターにお申し出ください。

(各種問い合わせ窓口)

第16条 各種お問い合わせは、アンサーセンターにて承ります。

- 2 ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 3 制度運営上、お問い合わせ内容によってはアンサーセンターではご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(規定の改定)

第17条 この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、運営管理業務委託契約(またはその再委託契約)が変更された場合、その他必要を生じた場合には改定されることがあります。

- 2 前項の改定の内容が、加入者等の従来の権利を制限または加入者等に新たな義務を課すものである場合は、その改定内容を通知します。

(免責事由)

第18条 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 当社が第6条第2項または第10条第2項の方法に従って本人確認を実施したうえで行った取引または通知
 - (2) 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
 - (3) 第16条第2項による本サービスのお取扱いの遅延または不能
 - (4) 天災、戦争、暴動、騒乱または変乱などの不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- 2 次の事由による個人情報の漏洩については、当社はその責を負わないものとします。
 - (1) パスワード等の盗用による当社情報提供サービスへのアクセス(ただし、当社の故意・過失によるパスワードの盗用によるものを除きます。)

- (2) 郵便物・送付物の誤配もしくはそれらの配達後に発生した漏洩(事業主経由で配付する場合を含みます。)
- 3 当社が、ご加入者等の届出住所に通知、送付書類その他のものをお送りした場合、届出住所の誤りまたは変更の届出がなかったために、当社からの通知、送付書類その他のものが延着したり、または到達しなかったとしても、当社は、通常到達するべき日時に到着したものと取扱うことができるものとし、これにより生じるご加入者等の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(その他)

第19条 次の場合には当社が定める所定のサービスを受けられなくなることがあります。またその結果、ご加入者等が損害を被った場合についても当社はその責めを負いません。

- (1) 確定拠出年金制度に係る事由により当社が提出を求めた所定の書類等について、正当な理由なく提出を怠った場合
- (2) 正当な理由なくこの規定に定めるご加入者等の遵守事項に違反した場合
- 2 当社は予告なく本サービスの追加もしくは全部または一部の変更をすることがあります。
- 3 当社は本サービスの全部または一部を終了することがあります。
- 4 当社は、本サービスの追加、変更または終了に伴い、加入者等に予告なくこの規定を改定することがあります。
- 5 前項および第17条によりこの規定の改定を行った場合の通知は、アンサーネット上の掲示等の当社が適当と判断する方法により行います。

以上

損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーネット利用規定(確定拠出年金用) 【2014年9月1日改定】

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社(以下「当社」といいます。)に登録された確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。)が、当社のインターネットサービス「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット」を通じて各種サービス(以下「本サービス」といいます。)をご利用される際における取扱いを定めるものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」に従います。

(サービスの利用)

第2条 本サービスは、当社に登録された確定拠出年金制度のご加入者等がご利用することができます。本サービスのご利用は、入力されたIDおよびパスワードが当社にご登録いただいたものと一致した場合にのみ行うことができます。

(利用時間)

- 第3条** ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします(詳しくは、「アンサーネットご利用の手引き」をご覧ください。)。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 2 システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(サービスの種類)

第4条 ご加入者等がご利用できるサービスは、当社が定めるものとします(詳しくは、「アンサーネットご利用の手引き」をご覧ください。)。ただし、当社がご利用できるサービス内容をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

(運用指図)

第5条 ご加入者等が本サービスを利用して確定拠出年金制度において運用指図を行った場合は、ご加入者等がご指定された内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの運用指図があったものとします。

(運用指図の執行)

第6条 前条の運用指図は、当社の「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」等の定めるところに従い、前条の運用指図の時に降、最初に可能となるときに執行します。

(申込みの取消・変更)

- 第7条** 第5条のお申込みを取消す場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して行うことができます。
- 2 第5条の運用指図につきその内容を変更する場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して、変更前の内容を取消し、新たに変更後の運用指図を入力されることにより行うことができます。ただし、確定拠出年金における拠出金額の配分割合を変更する場合は、変更前の運用指図を取消すことなく、直接変更後の運用指図を入力することができます。

(申込み内容の照会)

第8条 第5条の運用指図の内容は本サービスを利用して照会することができます。

(各種通知)

第9条 ご加入者等は、当社に通知いただくべき事項を必要書類の提出に替えて、本サービスを利用して通知を行うことができます(当社が定める事項に限りません。)。この場合は、ご加入者等が通知内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの通知があったものとします。

(通知内容の照会)

第10条 前条のご加入者等から通知いただいた内容は本サービスを利用して照会することができます。

(免責事由)

第11条 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。

- ① 当社にご登録いただいているIDおよびパスワードの一致を確認して行った取引、または通知
- ② 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
- ③ 第3条、第12条第2項または第13条の規定による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- ④ 天災地変その他不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能

(サービスの中止)

第12条 ご加入者等からお申出があったときは、本サービスの提供を中止します。

- 2 当社は、やむを得ない事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。この場合、当社は、遅滞なくその旨をご加入者等に通知するものとします。

(サービス利用の禁止)

第13条 当社は、ご加入者等が本サービスをご利用いただくことが不適當であると認めるときは、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(規定の改定)

第14条 この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、その他必要を生じた場合には改定されることがあります。

正誤表

「個人型確定拠出年金 ご加入のご案内」(2018年5月改訂)の記載内容を以下のとおり訂正させていただきます。

訂正箇所	現行	訂正後
P.15「企業型DCあり」に転職した場合の選択肢	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めている場合は、移換せずにiDeCoを継続することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めている場合は、移換せずにiDeCoを継続することも可能 ・<u>企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めていない場合は、移換せずにiDeCoの運用指図者となることも可能</u>
P.22「確定拠出年金加入者用サービス利用規定【2018年5月1日改定版】」 ※下線部削除	<p>(サービスの利用)</p> <p>第2条 本サービスをご利用の際は、次の点にご留意ください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 確定拠出年金制度は、(中略)ご留意ください。<u>(ただし、指定された運営管理機関に別途定める規定がある場合を除きます。)</u></p>	<p>(サービスの利用)</p> <p>第2条 本サービスをご利用の際は、次の点にご留意ください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 確定拠出年金制度は、(中略)ご留意ください。</p>

※訂正箇所には下線を付しております。

以上

個人型確定拠出年金ご加入のご案内 お読み替えのお願い

個人型確定拠出年金ご加入のご案内（2018年5月改訂）につき、以下のとおりお読み替えをお願いいたします。

変更内容		変更日
<p>変更項目: P.4「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の税制優遇・受取時・＜老齢給付金のケース＞・年金(分割)で受取る場合の例の箇所</p> <p>(変更前) ●65歳未満の方は、公的年金等の収入金額合計が130万円未満の場合、70万円の公的年金等控除が受けられます。 ●65歳以上の方は、公的年金等の収入金額合計が330万円未満の場合、120万円の公的年金等控除が受けられます。</p> <p>(変更後) ●65歳未満の方は、公的年金等の収入金額合計が130万円未満の場合、公的年金等以外の所得金額に応じて40～60万円の公的年金等控除が受けられます。 ●65歳以上の方は、公的年金等の収入金額合計が330万円未満の場合、公的年金等以外の所得金額に応じて90～110万円の公的年金等控除が受けられます。</p>	2020年1月1日	
<p>変更項目: P.14 所得控除のお手続きの箇所</p> <p>(変更前) 10月下旬または翌年1月下旬 (2箇所)</p> <p>(変更後) 10月下旬。 ただし、以下の場合は11月下旬から翌年1月下旬となります。 ・納付方法が「毎月定額」で当年の初回掛金納付月が10月以降の場合。 ・納付方法が「納付月と金額を指定して納付する」で、当年9月以降に加入した場合。 ・掛金額変更等により、10月下旬発行の「小規模企業共済等掛金払込証明書」内、払込金額と払込予定金額の合計額に変更が生じた場合。 (2018年度の運用に基づき記載しているため、2019年度以降は変更となる可能性があります。)</p>	2018年10月5日	
<p>変更項目: P.14 所得控除のお手続きの箇所</p> <p>(変更前) 初回の掛金納付月が10月から12月、または毎年の掛金納付月が10月から12月のみの場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書」は翌年1月に発送されます。年末調整に間に合わない場合は、確定申告が必要です。</p> <p>(変更後) (削除)</p>	2018年10月5日	
<p>変更項目: P.20 老齢給付金の税金計算について・■分割受取(年金)の箇所</p> <p>(変更前) 公的年金等に係る雑所得の速算表(2018年1月現在)</p> <p>(変更後) 公的年金等に係る雑所得の速算表(2018年1月現在) ⇒税制改正により、2020年分以後の速算表が変更となっております。 最新の情報は国税庁ホームページの以下箇所をご参照ください。 【ホーム >> 税の情報・手続・用紙 >> 税について調べる >> タックスアンサー(よくある税の質問)>> 所得税 >> 年金を受け取ったとき >> No.1600 公的年金等の課税関係】</p>	2020年1月1日	

消費税率改正に伴う手数料等お読替のお願い

2019年10月の消費税率改正に伴い、個人型確定拠出年金の手数料等が変更となります。
該当箇所につき、以下の通りお読替をお願い致します。(記載内容は全て税込みです。)

P. 8 <国民年金基金連合会(特定運営管理機関)へ自動移換された場合の留意事項>内 手数料の箇所

手数料の種類	変更後
自動移換される際の手数料	4,348円
自動移換後の管理手数料(自動移換された月の翌月から数えて4ヶ月目から)	52円
自動移換された資産を企業型・個人型確定拠出年金へ移換するときの手数料	1,100円
死亡一時金や脱退一時金の受取りのための請求にかかる手数料	4,180円